

厚生労働省

番号	制度名
厚生労働省	
厚労01	医療に係る消費税問題の抜本的な解決に向けた新たな措置
厚労02	障害福祉サービスに係る、社会医療法人等に対する認定要件（収入要件）の見直し
厚労03	高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長
厚労04	国民健康保険団体連合会が行う診療報酬等の審査支払業務等の非課税化
厚労05	理容師・美容師養成施設の修得者課程に係る非課税措置の創設
厚労06	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長
厚労07	公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長
厚労08	訪日外国人に係る、社会医療法人等に対する認定要件（診療費要件）の見直し

〈平成31年度税制改正要望関係〉租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（H30厚労01）

(評価実施府省：厚生労働省)

【基本情報】

制度名 (措置名)		医療に係る消費税問題の抜本的な解決に向けた新たな措置 (-)										
措置の内容	平成28年度時点	-										
	平成29年度税制改正以後	-										
	平成30年度税制改正以後	-										
政策目的		国民に必要な医療を提供するという高い公共性を有している医療機関等が、安定した経営を確保すること。										
評価対象税目	義務対象			努力義務対象								
	法人税	法人住民税	法人事業税									
関係条項		-										
要望内容		医療に係る消費税等の税制のあり方については、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、医療機関の仕入れ税額の負担ひ患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ検討を行い、平成31年度税制改正に際し、この税制上の問題の抜本的な解決に向けて、個別の医療機関等の補てんの過不足について、新たな措置を講ずること。										
創設年度		-	過去の政策評価の実績	-							区分	新設

【總括表】

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	医療に係る消費税問題の抜本的な解決に向けた新たな措置		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	■新設	□拡充	□延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（医療機関における一定の固定資産の取得を租税特別措置等により支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。
- ② 達成目標（医療機関における一定の固定資産の取得を租税特別措置等により支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進する）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 本措置は控除対象外消費税の負担（第21回医療経済実態調査等から病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局の診療報酬での消費税相当額の補てん過不足の累計額を推計：745億円）を解消することを目標としている。
- ② 医療に係る消費税問題は、消費税導入時（平成元年）から生じており、早急な解決が求められていることから、達成時期を示すことは馴染まない。そのため、達成すべき時期を示すことは適切ではない。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数が予測されていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 医療機関等の設備投資に関する調査結果報告書より 1 施設あたりの調査対象期間中（5事業年（度）または3事業年（度））における投資件数を推計すると、病院：490件、一般診療所：13件、歯科診療所：7件、薬局：5件が見込まれる。適用数については対象や措置の範囲などの設定による。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額が予測されていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 設備機器の償却が進んだ分（使い切った分）、設備投資の買い換えを実施しなければ、技術進歩に対応した経営が維持できない。医療機関等の設備投資規模は、個々の医療機関ごとにみれば提供する医療サービスや病床規模によって異なるが、全国平均としては、少なくとも「減価償却費程度の復元」をしていると考えられる。第21回医療経済実態調査報告より推計すると、減価償却費は約2兆4,800億円、うち消費税額は約1,820億円（8%）であるが、影響額については対象や措置の範囲などの設定による。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将來の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（医療機関における一定の固定資産の取得を租税特別措置等により支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進する）に対する将来的効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 将來の効果は「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」に記載している。本措置の実現により、控除対象外消費税の負担については、新規の設備投資等に係る特別償却・税額控除により軽減の効果が見込まれ、達成目標の実現に十分に寄与する。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来的効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

点検項目全てに課題があり、その中でも(3)将来的適用数及び(5)将来的減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		医療に係る消費税問題の抜本的な解決に向けた新たな措置		
2	対象税目 ① 政策評価の対象税目 ② 上記以外の税目	法人税(国税3) 法人住民税、法人事業税(地方税2)			
		消費税、地方消費税、所得税、固定資産税、不動産取得税			
3	要望区分等の別				
4	内容				
<p>《現行制度の概要》 —</p> <p>《要望の内容》 医療に係る消費税等の税制のあり方については、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者・保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ検討を行い、平成31年度税制改正に際し、この税制上の問題の抜本的な解決に向けて、個別の医療機関等の補てんの過不足について、新たな措置を講ずる。</p> <p>《関係条項》 —</p>					
5	担当部局		厚生労働省医政局総務課、医薬・生活衛生局総務課、老健局老人保健課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、保険局医療課		
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成29年度		
7	創設年度及び改正経緯				
8	適用又は延長期間				
9	必要性等 ① 政策目的及びその根拠 ② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民に必要な医療を提供するという高い公共性を有している医療機関等が、安定した経営を確保すること。</p> <p>《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ること」が規定されている。(医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならないとされており、医療機関等の安定した経営が求められる。</p> <p>基本目標I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供</p>			

			できる体制を整備すること
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 医療に係る消費税等については、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、医療機関における一定の固定資産の取得を租税特別措置等により支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 新規の設備投資等に係る特別償却・税額控除により、医療機関等における投資に係る費用を軽減することができ、ひいては質が高く効率的な医療の提供につながるため、当該措置は有効である。</p>
10	有効性等	① 適用数	設備投資等は、全く実施しない年もあれば、複数の設備投資を購入する施設もあるため、推計は困難。 (参考) 平成28年10月1日時点での医療施設数:178,911施設
		② 適用額	前述の適用数とあわせて、適用額においても、設備にも様々な種類があり、その特定の種類でも価格帯がそれぞれ異なってくるため、推計は困難。
		③ 減収額	前述の通り、推計は困難。
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 新規の設備投資等に係る特別償却・税額控除により、医療機関等における投資に係る費用を軽減することができ、結果として、消費税の負担軽減の効果が見込まれる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 新規の設備投資等に係る特別償却・税額控除により、医療機関等における投資に係る費用を軽減することができ、結果として、消費税の負担軽減の効果が見込まれる。</p> <p>本租税特別措置等が実現しない場合、平成31年10月には消費税率が現行の8%から10%に引き上がるため、これまで以上に医療機関等の消費税負担が大きくなる。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	医療機関等における消費税負担においては、これまで診療報酬での補てんで対応してきたが、特に高額な設備投資等の仕入れに係る消費税相当分は、例えば、単年度の診療報酬では賄いきれない面もあるため、医療機関等の安定した経営を確保するために、全国あまねく効果が行き渡る税の対応が妥当。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	医療機関等における消費税負担の大きな要因となっている設備投資は、質が高く効率的な医療を提供するという目標のためには必要であるが、全国あまねく政策効果が行き渡り、かつ負担を軽減することができる税制による措置を講ずることが適当。

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	医療機関等が利用できる設備投資促進税制として、取得価額500万円以上の一定の医療機器を対象とした特別償却制度があるが、既存の特別償却制度は、医療を行う上で必要不可欠な医療用機器について、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な機器の新規取得、買い換えなど、その普及促進及び充実化を図り、安心で安全な最新の医療技術を広く提供することで、地域において良質かつ適切な医療を提供することを目的としており、本制度の趣旨とは異なる。 また、独立行政法人福祉医療機構は、民間金融機関が融資しない場合、建築資金に対して低利融資を行っている。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

〈平成31年度税制改正要望関係〉租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（H30厚労02）

(評価実施府省：厚生労働省)

【基本情報】

制度名 (措置名)		障害福祉サービスに係る、社会医療法人等に対する認定要件（収入要件）の見直し (特定の医療法人の法人税率の特例)							
措置の内容	平成28年度時点	財団又は持分の定めのない社団たる医療法人のうち、その事業が公益の増進に著しく寄与する等の要件を満たすものとして承認を受けたもの（社会医療法人を除く。）の法人税率は、19%（連結：20%）とする。							
	平成29年度税制改正以後	従前どおり							
	平成30年度税制改正以後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働大臣と財務大臣と協議して定める基準（社会保険診療報酬及び健康増進事業に係る収入金額に関するもの）の要件緩和 ・ 厚生労働大臣と財務大臣と協議して定める基準（経理に関するもの）の要件追加 							
政策目的		社会保険診療報酬、介護保険報酬と並び、社会保障における重要な役割を担う障害福祉サービス等報酬を特定医療法人等の承認要件で、社会保険診療収入等と同様の取扱いにすることにより、特定医療法人が承認要件を満たすことの懸念なく障害福祉サービスに取組むことで、地域における障害者への一層の支援を図る。							
評価対象税目	義務対象			努力義務対象					
	法人税	法人住民税							
関係条項	措法第67条の2、第68条の100								
要望内容	特定医療法人の承認要件の見直しを行う（全収入金額の100分の80を超えない社会保険診療収入等の事業収入の内容に障害福祉サービスの給付を加える。）。								
創設年度	S39	過去の政策評価の実績	H26厚労22、H29厚労02						

【総括表】

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	障害福祉サービスに係る、社会医療法人等に対する認定要件（収入要件）の見直し		
税 目	法人税、法人住民税		
区 分	□新設	■拡充	□延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（特定医療法人等の事業範囲を広げることで地域において必要な医療・福祉を提供できる体制を整備する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。
- ② 達成目標（特定医療法人等の事業範囲を広げることで地域において必要な医療・福祉を提供できる体制を整備する）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。
- ③ 所期の達成目標（特定医療法人の事業範囲を広げることで地域において必要な医療・介護を提供できる体制を整備する）から新たな達成目標（特定医療法人等の事業範囲を広げることで地域において必要な医療・福祉を提供できる体制を整備する）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ①・② 目標としては、特定医療法人の事業範囲を広げた結果としての、障害福祉サービスの現在の事業量からの伸びを今後、把握することにより、水準設定とすることしたい。（現在の特定医療法人提出の証明申請書類や業務報告書では障害福祉サービスの事業量の記載を求めていないため、水準を設定することが困難。）
- ③ 平成30年3月30日閣議決定の「障害者基本計画（第4次）」において、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められるなど、地域の必要とする要望に特定医療法人が一定の役割を担えるよう目標を「医療・介護」から「医療・福祉」とした。

【点検結果】

- ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【厚生労働省の補足説明】

—

【点検結果】

なし。

(3) 将來の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数が予測されていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 当該要件緩和は現存の特定医療法人が、8割超要件の存在により、障害福祉サービスへの取組を萎縮していることを解決するものである。障害福祉サービスに取り組む医療法人における収入額割合も一般に低く、この要件緩和で新たに認定が可能となる法人はないと考えている。

そのため、現状維持で将来予測を行っている。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額が把握されていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 追記しました。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額が予測されていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 追記しました。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（特定医療法人等の事業範囲を広げることで地域において必要な医療・福祉を提供できる体制を整備する）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① (1)のとおり、現在の特定医療法人提出の証明申請書類や業務報告書では障害福祉サービスの事業量の記載を求めていないため、過去の効果の把握が困難。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将來の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（特定医療法人等の事業範囲を広げることで地域において必要な医療・福祉を提供できる体制を整備する）に対する将来的効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① (1)のとおり、現在の特定医療法人提出の証明申請書類や業務報告書では障害福祉サービスの事業量の記載を求めていないため、将来的目標値の設定が困難。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(6)過去の効果が把握されておらず、(7)将来的効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書		
1 政策評価の対象とした政策の名称	障害福祉サービスに係る、社会医療法人等に対する認定要件(収入要件)の見直し	
2 対象税目 ① 政策評価の対象税目 ② 上記以外の税目	法人税(国税 4) 法人住民税(地方税 10) (不動産取得税)(固定資産税)(都市計画税)(特別土地保有税) 【参考 特定医療法人以外の法人関係】 (所得税)(事業税)(消費税)(地方消費税)(相続税)(贈与税)	
3 要望区分等の別	【拡充】[単独]	
4 内容	<p>《現行制度の概要》 特定医療法人について、法人税の税率を 19%とする。</p> <p>《要望の内容》 特定医療法人の承認要件の見直しを行う(全収入金額の 100 分の 80 を超えなければならない社会保険診療収入等の事業収入の内容に障害福祉サービスの給付を加える。)。</p> <p>《関係条項》 租税特別措置法第 67 条の 2、第 68 条の 100 租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準(厚生労働省告示) 地方税法第 73 条の 4 第 1 項第 3 号の 2、第 348 条第 2 項第 9 号の 2、第 702 条第 2 項</p>	
5 担当部局	医政局医療経営支援課	
6 評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 30 年 8 月 分析対象期間:平成 26 年度～平成 33 年度	
7 創設年度及び改正経緯	昭和 39 年度制度創設 平成 29 年度 承認要件の見直しを行う(全収入金額の 100 分の 80 を超えなければならない社会保険診療収入等の事業収入の内容に、助産による収入、予防接種による収入、介護保険収入を加える。同時に承認要件に経理に関する要件を加える。)	
8 適用又は延長期間	制度終了時まで	
9 必要性等 ① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 社会保険診療報酬、介護保険報酬と並び、社会保障における重要な役割を担う障害福祉サービス等報酬を特定医療法人等の承認要件で、社会保険診療収入等と同様の取扱いにすることにより、特定医療法人が承認要件を満たさなくなることの懸念なく障害福祉サービスに取組むことで、地域における障害者への一層の支援を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)</p>	

			地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成 24 年法律第 51 号)		
②	政策体系における政策目的の位置付け		(基本目標 I)安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策目標1)地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標2)効率的かつ質の高い医療を提供するために病床機能の分化・連携を推進するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること (基本目標IX)障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること。 (施策目標)必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること。 (施策目標1)障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること。		
③	達成目標及びその実現による寄与		《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特定医療法人等の事業範囲を広げることで地域において必要な医療・福祉を提供できる体制を整備する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 現行の特定医療法人の事業範囲の拡充により地域における医療・福祉の充実が図られる。		
10	有効性等	① 適用数	特定医療法人 (H26 年度)(H27 年度)(H28 年度) <実績> 230 件 233 件 216 件 (H29 年度)(H30 年度)(H31 年度)(H32 年度)(H33 年度) <推計> 216 件 216 件 216 件 216 件 216 件 ※ H26～H28 年度の件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第 196 国会提出)による。 ※ H29 年度以降の件数は、特定医療法人数が近時、微減傾向にあることから推計に当たり H28 年度実績値を据え置いて推計した。		
		② 適用額	特定医療法人 (単位: 百万円) (H26 年度)(H27 年度)(H28 年度) <実績> 44,531 43,440 39,155 (H29 年度)(H30 年度)(H31 年度)(H32 年度)(H33 年度) <推計> 39,155 39,155 39,155 39,155 39,155 ※ H26～H28 年度の金額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第 196 国会提出)による。		

		※ H29 年度以降の金額は、特定医療法人数が近時、微減傾向にあることから推計に当たり H28 年度実績値を据え置いて推計した。																																	
③ 減収額	特定医療法人(単位:百万円)																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H26 年度</th><th>H27 年度</th><th>H28 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td><td>▲2, 895</td><td>▲2, 129</td><td>▲1, 723</td></tr> <tr> <td>法人住民税</td><td>▲ 373</td><td>▲ 275</td><td>▲ 222</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H29年度</th><th>H30年度</th><th>H31年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td><td>▲1, 723</td><td>▲1, 645</td><td>▲1, 645</td></tr> <tr> <td>法人住民税</td><td>▲ 222</td><td>▲ 212</td><td>▲ 115</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H32 年度</th><th>H33 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td><td>▲1, 645</td><td>▲1, 645</td></tr> <tr> <td>法人住民税</td><td>▲ 115</td><td>▲ 115</td></tr> </tbody> </table>		H26 年度	H27 年度	H28 年度	法人税	▲2, 895	▲2, 129	▲1, 723	法人住民税	▲ 373	▲ 275	▲ 222		H29年度	H30年度	H31年度	法人税	▲1, 723	▲1, 645	▲1, 645	法人住民税	▲ 222	▲ 212	▲ 115		H32 年度	H33 年度	法人税	▲1, 645	▲1, 645	法人住民税	▲ 115	▲ 115	
	H26 年度	H27 年度	H28 年度																																
法人税	▲2, 895	▲2, 129	▲1, 723																																
法人住民税	▲ 373	▲ 275	▲ 222																																
	H29年度	H30年度	H31年度																																
法人税	▲1, 723	▲1, 645	▲1, 645																																
法人住民税	▲ 222	▲ 212	▲ 115																																
	H32 年度	H33 年度																																	
法人税	▲1, 645	▲1, 645																																	
法人住民税	▲ 115	▲ 115																																	
	(法人税は 〔②の適用額 × (基準税率 - 優遇税率)〕…A にて算出 法人住民税は [A × 地方税率] にて算出)																																		
	(参考)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30～H33</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準税率</td><td>25.5%</td><td>23.9%</td><td>23.4%</td><td>23.4%</td><td>23.2%</td></tr> <tr> <td>優遇税率</td><td>19.0%</td><td>19.0%</td><td>19.0%</td><td>19.0%</td><td>19.0%</td></tr> </tbody> </table> 地方税率 H26 年度～H30 年度 12.9% H31 年度～H33 年度 7.0%		H26	H27	H28	H29	H30～H33	基準税率	25.5%	23.9%	23.4%	23.4%	23.2%	優遇税率	19.0%	19.0%	19.0%	19.0%	19.0%															
	H26	H27	H28	H29	H30～H33																														
基準税率	25.5%	23.9%	23.4%	23.4%	23.2%																														
優遇税率	19.0%	19.0%	19.0%	19.0%	19.0%																														
	※ 当該承認要件の緩和は、既存の特定医療法人が不安なく、将来的に障害福祉サービスに取り組めるようにするものであり、既存の特定医療法人の税収を減じるものではない。																																		
④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定医療法人は公的な運営をすることなどを要件に承認されており、また、その医療施設についても基準が設けられ、一定規模の病院又は救急事業を行うなど、その地域において担う役割は、公的病院、社会医療法人に準ずる立場にある。 現在、医療法人は宿泊型自律訓練事業の 46.4%を担っている。 <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該承認要件の緩和により、特定医療法人が将来的に、積極的な障害福祉サービスへの取組を進められる。 																																		

		⑤ 税収減を是認する理由等	— ※ 当該承認要件の緩和は、既存の特定医療法人が不安なく、将来的に障害福祉サービスに取り組めるようにするものであり、既存の特定医療法人の税収を減じるものではない。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<ul style="list-style-type: none"> 特定医療法人は、承認要件を満たさない場合、承認取消となることから、障害福祉サービスに積極的な取組がなされていない現状であり、この解決のためには要件の見直しが必要である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療、地域福祉の充実のための施策であるため。
12	有識者の見解	—	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 29 年度事前評価2	

＜平成31年度税制改正要望関係＞租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（H30厚労03）

(評価実施府省：厚生労働省)

【基本情報】

制度名 (措置名)		高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長 (医療機器の特別償却)									
措置の内容	平成28年度時点	高度医療の提供に資する又は先進的な医療用機器の取得等をした場合には、取得価額の12%の特別償却ができる。									
	平成29年度税制改正以後	対象機器の見直し									
	平成30年度税制改正以後	従前どおり									
政策目的		医療を行う上で必要不可欠な医療用機器について、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な機器の新規取得、買い換えなど、その普及促進及び充実化を図り、安心で安全な最新の医療技術を広く提供することで、地域において良質かつ適切な医療を提供すること。									
評価対象税目		義務対象			努力義務対象						
		法人税									
関係条項		措法第45条の2、第68条の29									
要望内容		対象機器の見直しを行った上で、措置の適用期限を平成33年3月31日まで2年間延長する。									
創設年度		S54	過去の政策評価の実績	H22厚労14、H24厚労02、H26厚労04、H28厚労02							

【總括表】

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長		
税目	法人税		
区分	□新設	□拡充	■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（医学医療の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。
- ② 達成目標（医学医療の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。
- ③ 達成目標（医学医療の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する）では、政策目的（本制度は医療を行う上で必要不可欠な医療用機器について、医学医療の進歩に応じた高度又は先進的な機器の新規取得、買い換えなど、その普及促進及び充実化を図り、安心で安全な最新の医療技術を広く提供することで、地域において良質かつ適切な医療を提供することを目的としている）の実現状況を十分に明らかにすることはできない。

【厚生労働省の補足説明】

- ①～③ 本措置は、医学医療の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供することを目標として、昭和54年から永続的に継続していることから、本来は恒久措置とすべきものである。
しかし、本措置を恒久措置としてしまうと、告示指定している高度な医療機器が時代にそぐわない医療機器として残り続ける可能性があることから、適用期限を設定して、高度な医療の提供という観点から、対象機器の見直しをすることとしているものである。

【点検結果】

- ①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【厚生労働省の補足説明】

—

【点検結果】

なし。

(3) 将來の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数が予測されていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 適用数の実績値があるのはH28までのため、H29を推計している（H29は701件）。H29はH27とH28の平均値としているため、H30を算出するとなると、H28とH29の平均値で702件となる。※H31以降も算出するとなると同様の試算となる。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 法人税減収見込みを基に作成した。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額が予測されていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 減収額の元となる特別償却額の実績値があるのはH28までのため、H29を推計している（H29の減収見込額は502,333千円）。H29はH27とH28の特別償却額の平均値を元に推計しているため、H30を算出するとなると、H28とH29の特別償却額の平均値を元に506,044千円となる。※H31以降も算出するとなると同様の試算となる。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来的減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。また、「H31以降も算出するとなると同様の試算となる」との説明では、平成31年度及び32年度の特別償却額が明らかにされておらず、将来的減収額（平成31年度及び32年度）が年度ごとに予測されていないため、これらの点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（医学医療の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 租税特別措置の適用実態調査報告において、本制度の適用実績が示されており一定の効果はあるものの、医療の質は定量的には測れないため、達成目標への寄与度を測ることは困難。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将來の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（医学医療の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 本措置は、医学医療の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供することを目標として、昭和54年から永続的に継続していることから、本来は恒久措置とすべきものである。

しかし、本措置を恒久措置としてしまうと、告示指定している高度な医療機器が時代にそぐわない医療機器として残り続ける可能性があることから、適用期限を設定して、高度な医療の提供という観点から、対象機器の見直しをすることで、より良い医療機器を提供することができるため、目標の実現に寄与するものである。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(6)過去の効果が把握されておらず、(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注) 【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長																																																
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税(国税 6)																																																
		② 上記以外の税目	所得税																																																
3	要望区分等の別																																																		
4	内容																																																		
	<p>《現行制度の概要》 医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格 500 万円以上の高額な医療用機器(高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法に規定する「高度管理医療機器」、「管理医療機器」又は「一般医療機器」の指定を受けてから2年以内のもの)を取得した場合に、取得価格の 12% の特別償却が受けられる。</p> <p>《要望の内容》 現行制度を対象機器の見直しを行った上で、平成 31 年度以降も 2 年間延長する。</p> <p>《関係条項》 租税特別措置法第 12 条の 2 第 1 項第 1 号、第 45 条の 2 第 1 項第 1 号、第 68 条の 29 第 1 項第 1 号</p>																																																		
5	担当部局		厚生労働省医政局総務課																																																
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 平成 30 年 8 月 分析対象期間: 平成 27 年～平成 29 年																																																
7	創設年度及び改正経緯		昭和 54 年創設以降、償却率・取得価格の下限を見直しながら 2 年毎に延長。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>償却率</th> <th>取得価格の下限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和 54 年(創設)</td><td>25%</td><td>800 千円</td></tr> <tr><td>昭和 56 年</td><td>20%</td><td>1,100 千円</td></tr> <tr><td>昭和 58 年</td><td>18%</td><td>1,400 千円</td></tr> <tr><td>昭和 60 年</td><td>16%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>昭和 62 年</td><td>同上</td><td>1,600 千円</td></tr> <tr><td>平成元年</td><td>15%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成 3 年</td><td>同上</td><td>1,800 千円</td></tr> <tr><td>平成 4 年</td><td>同上</td><td>2,000 千円</td></tr> <tr><td>平成 5 年</td><td>同上</td><td>2,200 千円</td></tr> <tr><td>平成 6 年</td><td>14%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成 7 年</td><td>12%</td><td>2,400 千円</td></tr> <tr><td>平成 9 年</td><td>14%</td><td>4,000 千円</td></tr> <tr><td>平成 11 年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成 13 年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成 15 年</td><td>同上</td><td>5,000 千円</td></tr> </tbody> </table>	年度	償却率	取得価格の下限	昭和 54 年(創設)	25%	800 千円	昭和 56 年	20%	1,100 千円	昭和 58 年	18%	1,400 千円	昭和 60 年	16%	同上 千円	昭和 62 年	同上	1,600 千円	平成元年	15%	同上 千円	平成 3 年	同上	1,800 千円	平成 4 年	同上	2,000 千円	平成 5 年	同上	2,200 千円	平成 6 年	14%	同上 千円	平成 7 年	12%	2,400 千円	平成 9 年	14%	4,000 千円	平成 11 年	同上	同上 千円	平成 13 年	同上	同上 千円	平成 15 年	同上	5,000 千円
年度	償却率	取得価格の下限																																																	
昭和 54 年(創設)	25%	800 千円																																																	
昭和 56 年	20%	1,100 千円																																																	
昭和 58 年	18%	1,400 千円																																																	
昭和 60 年	16%	同上 千円																																																	
昭和 62 年	同上	1,600 千円																																																	
平成元年	15%	同上 千円																																																	
平成 3 年	同上	1,800 千円																																																	
平成 4 年	同上	2,000 千円																																																	
平成 5 年	同上	2,200 千円																																																	
平成 6 年	14%	同上 千円																																																	
平成 7 年	12%	2,400 千円																																																	
平成 9 年	14%	4,000 千円																																																	
平成 11 年	同上	同上 千円																																																	
平成 13 年	同上	同上 千円																																																	
平成 15 年	同上	5,000 千円																																																	

平成 17 年	同上	同上 千円
平成 19 年	同上	同上 千円
平成 21 年 ※1	同上	同上 千円
平成 23 年 ※2	12%	同上 千円
平成 25 年 ※3	同上	同上 千円
平成 27 年 ※3	同上	同上 千円
平成 29 年 ※3	同上	同上 千円

※1 平成 21 年度延長においては、対象とする医療機器等を、高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法に規定する「高度管理医療機器」、「管理医療機器」又は「一般医療機器」の指定を受けてから 2 年以内のものに限定。

※2 平成 23 年度延長においては、償却率の見直しと併せて、対象とする機器の見直しも実施。

※3 平成 25 年度、平成 27 年度及び平成 29 年度延長においては、対象とする機器の見直しを実施。

8	適用又は延長期間	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠
	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本制度は医療を行う上で必要不可欠な医療用機器について、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な機器の新規取得、買い換えなど、その普及促進及び充実化を図り、安心で安全な最新の医療技術を広く提供することで、地域において良質かつ適切な医療を提供することを目的としている。 《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。(医療法第 1 条の 3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。	
	② 政策体系における政策目的的位置付け 基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること	
	③ 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の経費負担の軽減が図られることにより、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが促進され、地域において良質かつ適切な医療が提供される。	
10	有効性等	① 適用数
	平成 27 年度 (法人税) 699 件 (所得税) 237 件 平成 28 年度 (法人税) 702 件 (所得税) 235 件 平成 29 年度 (法人税) 701 件 (所得税) 234 件	

		※「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」「医療経済実態調査結果」「医療施設調査結果」等より推計、詳細は別添参照
② 適用額		平成 27 年度 (法人税) 2,078 百万円 (所得税) 704 百万円 平成 28 年度 (法人税) 2,216 百万円 (所得税) 743 百万円 平成 29 年度 (法人税) 2,147 百万円 (所得税) 723 百万円 ※「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」「医療経済実態調査結果」「医療施設調査結果」等より推計、詳細は別添参照
③ 減収額		平成 27 年度 (法人税) 497 百万円 (所得税) 175 百万円 (住民税) 64 百万円 (事業税) 137 百万円 平成 28 年度 (法人税) 519 百万円 (所得税) 183 百万円 (住民税) 67 百万円 (事業税) 146 百万円 平成 29 年度 (法人税) 502 百万円 (所得税) 179 百万円 (住民税) 65 百万円 (事業税) 142 百万円 ※「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」「医療経済実態調査結果」「医療施設調査結果」等より推計、詳細は別添参照
④ 効果		《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 平成 30 年 7 月に実施した四病院団体協議会へのアンケート調査の結果、124 病院のうち、31 病院で本制度が利用されているが、地域において良質かつ適切な医療を提供するためには、まだまだ利用されていないものと考えられる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 地域において良質かつ適切な医療を提供する医療機関(病院)において、全国の 4 分の 1 程度ではあるものの本制度が利用されており、一定の効果はあるものと考えられる。 なお、平成 28 年 7 月に実施した前回のアンケート調査では、118 病院のうち、39 病院で本制度が利用されている。
⑤ 税収減を是認する理由等		高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の経費負担の軽減が図られ、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが促進される。
11 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	国民に良質かつ適切な医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えを促進する必要があるため、医療機関の経費負担の軽減が図られる本施策は効果的である。 また、一定金額以上の高額な医療用機器の購入者に対し、幅広く支援を行うために、税制による優遇措置を行うことが妥当である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—

		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月	

高額な医療用機器の特別償却制度 適用実績、減収見込額推計

(単位:千円)

【平成27年度】

経営体	区分	医療機器(①) (医療機器)	施設数(②)	③ ((①×②))	500万円以上の 医療機器割合(%)	基準額 (⑤ (③×④))	⑥合計に 占める割合	特別償却額(⑥)	基準税率	減収見込額	基準税率(住民税)	基準税率(事業税)	法人住民税	法人事業税
医療法人	病院	18,876	5,737	108,291,612	89.8%	97,245,868	74.7%	2,077,722	23.9%	496,576	3.2%	-	都道府県	15,890
	診療所	1,875	40,229	75,412,500	38.5%	29,038,813					9.7%	-	市町村	48,168
	歯科	1,524	12,890	19,629,120	41.1%	8,067,568					12.9%	6.6%	合計	64,058 137,130
個人	病院	5,944	269	1,581,104	89.8%	1,419,831	25.3%	703,700	16.1%	113,296	8.7%	61,222	別表1から算出	別表1から算出
	診療所	1,398	43,324	60,566,952	38.5%	23,318,277							別表1から算出	別表1から算出
	歯科	910	55,244	50,272,040	41.1%	20,661,808								
合計		30,527	157,671	315,753,328	100.0%	179,747,165								671,094

【適用件数の推計】		
適用件数	⑤合計に 占める割合	推計件数
法人税	699	74.7%
所得税		237

【別表1】平成27年新規		
課税所得	区分 (所得階級)	所得税負担率
病院	15,985	1000~ 2000万円
診療所	10,103	16.1%
歯科	6,189	500~ 1000万円
		8.7%

【平成28年度】

経営体	区分	医療機器(①) (医療機器)	施設数(②)	③ ((①×②))	500万円以上の 医療機器割合(%)	基準額 (⑤ (③×④))	⑥合計に 占める割合	特別償却額(⑥)	基準税率	減収見込額	基準税率(住民税)	基準税率(事業税)	法人住民税	法人事業税
医療法人	病院	18,566	5,754	106,828,764	89.8%	95,932,230	74.9%	2,215,726	23.4%	518,480	3.2%	-	都道府県	16,591
	診療所	1,743	41,140	71,707,020	38.5%	27,607,263					9.7%	-	市町村	50,293
	歯科	1,720	13,393	23,035,960	41.1%	9,467,780					12.9%	6.6%	合計	66,884 146,238
個人	病院	6,489	240	1,557,360	89.8%	1,398,509	25.1%	742,520	16.1%	119,546	8.6%	63,857	別表1から算出	別表1から算出
	診療所	1,379	42,770	58,979,830	38.5%	22,707,235								
	歯科	911	54,930	50,041,230	41.1%	20,566,946								
合計		30,808	158,227	312,150,164	100.0%	177,678,903								701,883

【適用件数の推計】		
適用件数	⑤合計に 占める割合	推計件数
法人税	702	74.9%
所得税		235

【別表2】平成28年新規		
課税所得	区分 (所得階級)	所得税負担率
病院	16,000	1000~ 2000万円
診療所	10,103	16.1%
歯科	6,435	500~ 1000万円
		8.6%

【平成29年度】

経営体	区分	医療機器(①) (医療機器)	施設数(②)	③ ((①×②))	500万円以上の 医療機器割合(%)	基準額 (⑤ (③×④))	⑥合計に 占める割合	特別償却額(⑥)	基準税率	減収見込額	基準税率(住民税)	基準税率(事業税)	法人住民税	法人事業税
医療法人	病院	18,721	5,754	107,720,634	89.8%	96,733,129	74.9%	2,146,724	23.4%	502,333	3.2%	-	都道府県	16,075
	診療所	1,809	41,140	74,422,260	38.5%	28,652,570					9.7%	-	市町村	48,726
	歯科	1,622	13,393	21,723,446	41.1%	8,928,336					12.9%	6.6%	合計	64,801 141,684
個人	病院	6,217	240	1,492,080	89.8%	1,339,889	25.0%	723,110	16.1%	116,421	8.9%	62,911	別表1から算出	別表1から算出
	診療所	1,389	42,770	58,407,530	38.5%	22,871,899								
	歯科	911	54,930	50,041,230	41.1%	20,566,946								
合計		30,669	158,227	314,807,180	100.0%	179,092,768								681,865

* 施設数は、平成28年10月1日現在のものを使用

* 減価償却額、特別償却額は、平成27年度と平成28年度の平均値を使用

【適用件数の推計】適用件数は平成27、28年年度の平均値		
適用件数	⑤合計に 占める割合	推計件数
法人税	701	75.0%
所得税		234

【別表3】平成27、28年年度の平均値		
課税所得	区分 (所得階級)	所得税負担率
病院	15,993	1000~ 2000万円
診療所	10,103	16.1%
歯科	6,312	500~ 1000万円
		8.7%

【出典】		
医療機器の新規投資促進法（医療機器）、課税所得		
医療機器投資促進法（税額控除）		
医療機器等の設備投資に関する譲受課税（500万円以上の医療機器割合）		
粗利特別控除の適用範囲を擴張する譲受課税（特別償却額、譲受課税）		
年当り課税所得半額を控除（法人税、所得税負担率）		

＜平成31年度税制改正要望関係＞租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（H30厚労04）

(評価実施府省：厚生労働省)

【基本情報】

制度名 (措置名)		国民健康保険団体連合会が行う診療報酬等の審査支払業務等の非課税化 (-)							
措置の内容	平成28年度時点	-							
	平成29年度税制改正以後	-							
	平成30年度税制改正以後	-							
政策目的		国民健康保険団体連合会においては、今後、審査業務の更なる高度化・効率化に取り組む必要があるところ、その財源は審査支払業務等に係る委託手数料から積み立てが必要があるが、審査支払業務等は課税対象であるため、これらの資に向けた原資を柔軟かつ迅速に調達しやすい構造になっている。そこで、審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度とする。							
評価対象税目	義務対象			努力義務対象					
	法人税	法人住民税	法人事業税						
関係条項		-							
要望内容		国民健康保険団体連合会においては、今後、審査業務の更なる高度化・効率化に取り組む必要があるところ、その財源は審査支払業務等に係る委託手数料から積み立てが必要があるが、審査支払業務等は課税対象であるため、これらの資に向けた原資を柔軟かつ迅速に調達しやすい構造になっている。そこで、審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度とする。							
創設年度		-	過去の政策評価の実績	-					
					区分	新設			

【総括表】

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	国民健康保険団体連合会が行う診療報酬等の審査支払業務等の非課税化		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	■新設	□拡充	□延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度とする）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。
- ② 達成目標（審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。
- ③ 達成目標（審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度とする）では、政策目的（審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度とする）の実現状況を十分に明らかにすることはできない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 審査業務の更なる高度化・効率化のための原資については、今後の制度改正への対応等の現時点では見積困難な資金に備えたものも含まれるため、達成すべき水準を定量的に示すことは困難と考えている。
- ② 審査業務の更なる高度化・効率化は、今後継続的に必要となるものであるため、達成すべき時期を示すことは困難と考えている。
- ③ 指摘を踏まえ、評価書を修正した。

【点検結果】

- ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 達成目標の一部が削除されているが、政策目的が達成目標と同一の内容であり、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数が予測されていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 現在は、実費弁償の範囲内で委託手数料を設定しており、実態として非課税の範囲内で対応していることから、適用数の将来の推計を記載することは困難。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額が予測されていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 現在は、実費弁償の範囲内で委託手数料を設定しており、実態として非課税の範囲内で対応していることから、減収額を記載することは困難。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将來の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度とする）に対する将来的効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 指摘を踏まえ、評価書を修正した。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目全てに課題があり、その中でも(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来的効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	国民健康保険団体連合会が行う診療報酬等の審査支払業務等の非課税化
2	対象税目 ① 政策評価の対象税目	法人税(国税8) 法人住民税、法人事業税(地方税4)
	② 上記以外の税目	-
3	要望区分等の別	
4	内容	
<p>《現行制度の概要》 -</p> <p>《要望の内容》 国民健康保険団体連合会においては、今後、審査業務の更なる高度化・効率化に取り組む必要があるところ、その財源は審査支払業務等に係る委託手数料から積み立てる必要があるが、審査支払業務等は課税対象であるため、これらの投資に向けた原資を柔軟かつ迅速に調達しにくい構造になっている。そこで、審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度とする。</p> <p>《関係条項》 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第13号及び法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第5条第10号</p>		
5	担当部局	
6	評価実施時期及び分析対象期間	
7	創設年度及び改正経緯	
8	適用又は延長期間	
9	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民健康保険団体連合会においては、今後、審査業務の更なる高度化・効率化に取り組む必要があるところ、その財源は審査支払業務等に係る委託手数料から積み立てる必要があるが、審査支払業務等は課税対象であるため、これらの投資に向けた原資を柔軟かつ迅速に調達しにくい構造になっている。そこで、審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度とする。
		《政策目的の根拠》 「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)において、「社会保険診療報酬支払基金について、(略)業務効率化の範囲内を基本として、国保連等とともに保険者等のビッグデータの利活用の支援など、質が高く効果的なサービス提供に寄与するよう取組を進める」、「健康・医療・介護のビッグデータを連結し、医療機関や保険者、研究者、民間等が活用できるようにするとともに、国民の健

			健康管理にも役立てる「保健医療データプラットフォーム」や、自立支援等の効果が科学的に裏付けられた介護を実現するため、必要なデータを収集・分析するためのデータベースについて、2020年度(平成32年度)の本格運用開始を目指すこととされている。 また、平成29年7月に策定された「支払基金業務効率化・高度化計画・改革工程表」(厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金)において、「国民健康保険団体連合会においても同時並行的に支払基金の改革と整合的かつ連携して取組みを進める」とられており、これに基づき、審査業務のさらなる高度化・効率化に取り組むための原資を、柔軟かつ迅速に調達する必要がある。
②	政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標) I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標) 3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること (施策目標) 3-1 医療情報化の体制整備の普及を推進すること	
③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度となる。	
10	有効性等	① 適用数 - ※ 現在は、実費弁償の範囲内で委託手数料を設定しており、実態として非課税の範囲内で対応していることから、適用数の将来の推計を記載することは困難	
		② 適用額 - ※ 現在は、実費弁償の範囲内で委託手数料を設定しており、実態として非課税の範囲内で対応していることから、適用額の将来の推計を記載することは困難	
		③ 減収額 - ※ 現在は、実費弁償の範囲内で委託手数料を設定しており、実態として非課税の範囲内で対応していることから、減収額を記載することは困難	
		④ 効果 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい環境が整備されること 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい環境が整備される。	

		⑤: 税収減を是認する理由等	審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度となる。
11	相当性	①: 税特措によるべき妥当性等	審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度となる。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	-
		③: 地方公共団体が協力する相当性	審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度となる。
12	有識者の見解	-	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-	

＜平成31年度税制改正要望関係＞租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（H30厚労05）

(評価実施府省：厚生労働省)

【基本情報】

【總括表】

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	理容師・美容師養成施設の修得者課程に係る非課税措置の創設		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	■新設	□拡充	□延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（理美容師養成施設への修得者課程の設置を促進し、理容師又は美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得しやすくする）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。
- ② 達成目標（理美容師養成施設への修得者課程の設置を促進し、理容師又は美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得しやすくする）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。
- ③ 達成目標（理美容師養成施設への修得者課程の設置を促進し、理容師又は美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得しやすくする）では、政策目的（修得者課程に法人税・事業税等の非課税措置を講ずることで、理容師・美容師養成施設における修得者課程の設置を促進し、理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得しやすくなる）の実現状況を十分に明らかにすることができない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 達成すべき水準は、理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が、希望に応じて他方の資格を取得しやすい環境を整備することである。
- ② 時期にかかわらず、理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が、希望に応じて他方の資格を取得しやすい環境を整備することが必要であり、引き続き整備する。
- ③ 理容師・美容師の両方の資格を有する者を増やすことの目的は、国民が理容・美容の両サービスを受けやすくなることにより、国民にとっての利便性を向上させることにあるが、現時点において、理容・美容のサービス供給が公衆衛生上の問題を引き起こしかねないような状況（＝供給が著しく過少な状態）にあるわけではないことから、国が数値目標を設定して積極的に需給をコントロールしなければならないような状況ではなく、基本は市場原理に委ねつつ、利便性の向上を図る観点からの環境整備を行うにとどめておくことが適切であると考えている。

【点検結果】

- ①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数が予測されていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 対象となる養成施設数については、財務当局と調整中であり、技術的・専門的知識が必要なことから相当の時間を要するため、現時点での予測は困難。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額が予測されていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 減収額については、財務当局と調整中であり、技術的・専門的知識が必要なことから相当の時間を要するため、現時点での予測は困難。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将來の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（理美容師養成施設への修得者課程の設置を促進し、理容師又は美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得しやすくする）に対する将来的効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 修得者課程の場合、通常課程の場合と比べて修業期間が短く、短期間での資格取得が可能となる。修得者課程が非課税となることで、養成施設における修得者課程の設置が進み、理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が、希望に応じて他方の資格を取得しやすい環境が整うことが想定される。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

点検項目全てに課題があり、その中でも(3)将来の適用数及び(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注) 【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		理容師・美容師養成施設の修得者課程に係る非課税措置の創設
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税(国税 12) 法人住民税・法人事業税(地方税(自動連動))(地方税8)
		② 上記以外の税目	事業所税
3	要望区分等の別		
4	内容		
	<p>《現行制度の概要》 理容師等養成施設において行う技芸の教授については、通常課程(昼間・夜間課程2年以上、通信課程3年以上)は非収益事業として法人税が非課税とされている。</p> <p>《要望の内容》 平成 30 年3月から新設された修得者課程(昼間・夜間課程1年以上、通信課程 1.5 年以上)についても、法人税非課税措置を要望する。</p> <p>《関係条項》 法人税 (法人税法第2条第 13 号、法人税法施行令第5条第 30 号二、法人税法施行規則第8条第1号) 法人住民税 (地方税法第 25 条第1項及び第2項、地方税法施行令第7条の4) 法人事業税 (地方税法第 72 条の5第1項、地方税法施行令第 15 条)</p>		
5	担当部局		
6	評価実施時期及び分析対象期間		
7	創設年度及び改正経緯		
8	適用又は延長期間		
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 修得者課程に法人税・事業税等の非課税措置を講ずることで、理容師・美容師養成施設における修得者課程の設置を促進し、理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得しやすくなる。</p> <p>《政策目的の根拠》 規制改革実施計画(平成 27 年6月 30 日閣議決定) 「理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくなるため、専門家による検討の場を設けて検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。」</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標 II 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること</p>

			施策目標1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること
	③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 理美容師養成施設への修得者課程の設置を促進し、理容師又は美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得しやすくなる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 修得者課程に法人税・事業税等の非課税措置を講ずることで、理容師・美容師養成施設における修得者課程の設置が進み、理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得するために他方の資格の養成課程を履修しやすくなるので、当該措置は有効である。</p>
10	有効性等	① 適用数	精査中
		② 適用額	精査中
		③ 減収額	精査中
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 精査中</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 精査中</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	修得者課程に法人税・事業税等の非課税措置を講ずることで、理容師・美容師養成施設における修得者課程の設置が進み、理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得するために他方の資格の養成課程を履修しやすくなる。
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>全国の理美容師養成施設に修得者課程の設置を促進し、理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得しやすくなるためには、全国あまねく効果がいきわたる税制による措置を講ずることが適当である。</p> <p>理美容師法施行規則等の改正により、理容師または美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が修得者課程を履修する場合は、平成 30 年 10 月より試験の課目の一部が免除される。</p> <p>—</p>
12	有識者の見解		規制改革推進会議の委員は、理容師または美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくなるため、所要の措置を講ずるべきとの見解を、平成 27 年6月に示している。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

<平成31年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H30厚労06)

(評価実施府省：厚生労働省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長 (共同利用施設の特別償却)											
措置の内容	平成28年度時点	生活衛生同業組合又は生活衛生同業小組合、共同利用施設の取得等をした場合には、取得価額の6%の特別償却ができる。										
	平成29年度税制改正以後	取得価額要件を200万円以上（改正前：100万円以上）に引き上げ										
	平成30年度税制改正以後	従前どおり										
政策目的	生活衛生同業組合等が振興事業として共同利用施設事業を行う場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、零細な営業者が大半を占める生活衛生関係営業者の協業化等による合理化、省力化等を推進し、生産性を向上させ、もって営業者の経営基盤の強化を図る。											
評価対象税目	義務対象		努力義務対象									
	法人税											
関係条項	措法第44条の3、第68条の24											
要望内容	措置の適用期限を平成33年3月31日まで2年間延長する。											
創設年度	S55	過去の政策評価の実績	H22厚労16、H23厚労09、H24厚労15、H26厚労09、H28厚労03					区分	延長			

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態											租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況（効果）					
	(参考) 適用件数 (法人税・件)			適用実態調査における適用件数 (法人税・件)	減収額 (法人税・百万円)			適用実態調査における適用額の上位10社割合（法人税・%）	減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)			目標					
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度
H23	不明	2	-	1	▲1.9	▲2.2	115.8%	-	不明	不明	-	▲0.2	不明	不明	不明	不明	-
H24	不明	2	-	0	▲10.0	▲0.9	9.0%	-	不明	不明	-	-	不明	不明	不明	不明	-
H25	不明	1	-	0	不明	▲0.1	-	-	不明	不明	-	-	不明	不明	不明	不明	-
H26	不明	4	-	0	不明	▲7.8	-	-	不明	不明	-	-	不明	不明	不明	不明	-
H27	不明	0	-	0	不明	▲0	-	-	不明	▲0	-	-	不明	不明	不明	不明	-
H28	2	0	0.0%	0	▲3.0	▲0	0.0%	-	不明	▲0	-	-	不明	不明	不明	不明	-
H29	2	1	50.0%	-	▲3.0	▲4.9	163.3%	-	不明	▲1.5	-	-	不明	不明	不明	不明	-
H30	1	-	-	-	▲0.0	-	-	▲0.0	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-
H31	1	-	-	-	▲1.7	-	-	▲0.5	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-
H32	1	-	-	-	▲1.7	-	-	▲0.5	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-
H33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H35～ /未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	±0以上	-	-	-	-

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長		
税 目	法人税		
区 分	□新設	□拡充	■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の営業者の経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況D Iがプラスに転じることが必要である）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 生活衛生関係営業の業況D Iがプラスに転じ、経営基盤の強化が図られるためには、多くの事業者が課題として挙げる人材不足や後継者不足が解消されるとともに、生産性の向上が必要であり、これら諸課題解決のために現在実施中の施策に一定の効果が現れるには、少なくとも7年が必要。

【点検結果】

- ① 「これら諸課題解決のために現在実施中の施策に一定の効果が現れるには、少なくとも7年が必要」との説明では、達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数（平成27年度及び28年度）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書では、平成27年度、平成28年度とも実績は件であった。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【厚生労働省の補足説明】

—

【点検結果】

なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額が把握されていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 平成27～28年度は適用実績0件であった。平成29年度は関係団体への調査結果より、共同利用施設の設置が確認されたことを踏まえ見込数を記載したものである。減収見込額は4.9百万円（25.8百万円×19%）

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、過去の減収額（法人税）0百万円（平成28年度）が前回評価時の将来予測3.0百万円とかい離していることについて、その原因が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額が予測されていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 平成30～32年度の減収見込額は特別償却実施見込額×19%により以下のとおり算出。
平成30年度 0.04百万円
平成31年度 1.7百万円
平成32年度 1.7百万円

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来的減収額（法人税）1.7百万円（平成31年度）が過去の実績0百万円（平成28年度）とかい離していることについて、その原因が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の営業者の経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況D Iがプラスに転じることが必要である）に対する過去の効果について、「共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与している」と説明されているが、定量的に把握されていない。
② 達成目標（生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の営業者の経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況D Iがプラスに転じることが必要である）に対する過去の効果について、過去の適用件数は0件（平成27年度及び28年度）であり、本特例措置が達成目標の実現に寄与したとは考えにくい。

【厚生労働省の補足説明】

- ①・② 生活衛生関係営業の業況D Iの推移は把握しているものの、過去5年以上マイナスが続いている。ただし、2011年4～6月期が▲33.8に対し、2018年4～6月期が▲13.4となるなど、7年前に比べ約20ポイント上昇しており、回復傾向である。また、生活衛生関係営業では5年連続で設備投資割合が上昇しており、内需創出に寄与していると想料される。（日本政策金融公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査特別調査結果2018年1～3月期』）

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「2011年4～6月期が▲33.8に対し、2018年4～6月期が▲13.4となるなど、7年前に比べ約20ポイント上昇しており、回復傾向である」との説明では、達成目標に対する過去の効果（平成27年度から29年度まで）が年度ごとに把握されておらず、また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。
② 補足説明では、過去の適用件数が0件（平成27年度及び28年度）であることを踏まえて

も、本特例措置が達成目標の実現に十分寄与したことが明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の営業者の経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況D-Iがプラスに転じることが必要である）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 生活衛生同業組合等における共同利用施設の設置により、個々の営業者の生産性が高まり、ひいては経営強化に繋がる。更なる設備投資をはじめとした内需の創出が期待される。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税(国税 13)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		
4	内容		
	<p>《現行制度の概要》 生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設(一の共同利用施設の取得価額が200万円以上のものに限る。)に係る特別償却制度</p> <p>《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、平成33年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》 ・租税特別措置法第44条の3、第68条の24 ・租税特別措置法施行令第28条の5、第39条の52</p>		
5	担当部局		
6	評価実施時期及び分析対象期間		
7	創設年度及び改正経緯		
8	適用又は延長期間		
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るために組織であり、営業者の営業の振興の計画的推進、経営の健全化等を目的としている。</p> <p>生活衛生同業組合等は、厚生労働大臣が定める業種ごとの営業の振興に関する指針(振興指針)に基づき、営業者の営業の振興に必要な事業(振興事業)に関する計画(振興計画)を作成し、厚生労働大臣の認定を受けることができる。</p> <p>本税制は、生活衛生同業組合等が振興事業として共同利用施設事業を行う場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、零細な営業者が大半を占める生活衛生関係営業者の協業化等による合理化、省力化等を推進し、生産性を向上させ、もって営業者の経営基盤の強化を図るものである。</p> <p>《政策目的の根拠》 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の5</p>
10			

	② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること
		③ 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の営業者の経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況 DI がプラスに転じることが必要である。
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 生活衛生関係営業(全産業 569万事業所のうち 19.7%、全従業者 6,179万人のうち 11.2%)は国民生活と極めて密着し、我が国の地域経済の基盤となる産業であり、かつ、雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。 一方、その大半が、経営基盤が脆弱な中小零細事業者であるところ、規制緩和の流れの中で、零細な生活衛生関係営業者がチェーンストアをはじめとする大企業との熾烈な競争に生き残るために、協業化等により合理化及び省力化を進め、生産性の一層の向上を図るとともに、労働環境の改善及び福利厚生の充実等を強力に推進する必要がある。 現在の生活衛生関係営業の業況判断 DI は低調(▲24.4=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成 28 年 1~3 月期)で、経営状況は依然として厳しく、このような状況下において、小規模や事業体である同営業が、地域経済においてその役割を果たすためには、少子・高齢化、環境、節電、衛生水準の向上等の同営業を取り巻く課題に対して、共同で対応する必要性がますます高まっている。 このため、零細で資金繋りに苦しむ事業者の設備投資に係る当座の負担を軽減するため、引き続き、通常の減価償却限度額とは別枠で償却できる本特別償却制度により、生活衛生同業組合等の設備投資(共同利用施設取得)を誘因する必要がある。
10	① 適用数	27年度:0施設、28年度:0施設、29年度:1施設 30年度:1施設、31年度:1施設、32年度:1施設 (※)平成31年度～32年度は平成28年度～30年度の実績及び見込み(関係団体へのアンケート調査の結果)を平均し算出。 中小零細事業者たる生活衛生関係営業者は、生産性の向上、経営コスト低減等のため、引き続き事業の共同化・協業化を図る必要があるが、事業収益の低迷等により、業況判断 DI がマイナスに留まる中、相当の費用を要する共同利用施設などの設備投資を近年見合せざるを得ない状況にある。
	② 適用額	(対象施設数)(特別償却対象設備取得額)(特別償却実施見込額) 27年度 0 — — 28年度 0 — — 29年度 1 430百万円 25.8百万円

		<p>30年度 1 4百万円 0.2百万円 31年度 1 145百万円 8.7百万円 32年度 1 145百万円 8.7百万円 (※)平成31年度～32年度は平成28年度～30年度の実績及び見込み(関係団体へのアンケート調査の結果)を平均し算出。</p> <p>③ 減収額</p> <p>減収見込額(法人税) (法人住民税) (法人事業税) 27年度 — — — 28年度 — — — 29年度 4.9百万円 0.6百万円 0.9百万円 30年度 0.04百万円 0.01百万円 0.01百万円 31年度 1.7百万円 0.2百万円 0.3百万円 32年度 1.7百万円 0.2百万円 0.3百万円 (※)平成31年度～32年度は平成28年度～30年度の実績及び見込み(関係団体へのアンケート調査の結果)を平均し算出。 減収見込額は、法人税は特別償却実施見込額×1%により算出。法人住民税率12.9%、法人事業税率3.4%で算出</p> <p>④ 効果</p> <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 生活衛生関係営業の業況DIがマイナスに留まる中、共同利用施設などの設備投資を見合わせざるを得ない状況にある(▲32.2=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成30年1～3月期)。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られる。</p> <p>⑤ 税収減を是認する理由等</p> <p>本税制措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復や雇用情勢の改善に寄与している。今後も、本措置活用により、組合の事業支援を通じた営業者の経営基盤の強化(税収の増大)に寄与する。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>生活衛生関係営業(全産業569万事業所のうち19.7%、全従業者6,179万人のうち11.2%)は国民生活と極めて密着し、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしているが、その営業の大半の経営基盤が脆弱であることに鑑みれば、中小零細事業者対策という視点からその持続的な発展の確保することは、特に重要である。共同利用施設の特別償却制度は、高度な経営技術を持つ大企業の参入による価格競争に伴う深刻な影響や経営悪化など経済構造の変化に対応し、生活衛生関係営業の経営の安定と消費者利益の擁護を図るために、昭和54年の環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正により条文化され、昭和55年に創設されたものであるが、今日においても、大規模な量販店やチェーンストアの増加が相次ぐなど生活衛生関係営業を取り巻く環境は総じて厳しいことから、地域の</p>

			セーフティネットとしての役割をこれからも果たしていくためにも、引き続き政策税制としての役割を維持していくことに妥当性がある。
	②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	類似する他の支援措置は存在しない。
	③	地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		<p>『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第4次報告書(平成24年7月とりまとめ公表)』において、①収益の悪化・資金調達の難しさを背景に設備投資に慎重にならざるを得ないこと、②中小零細事業者対策という視点が重要であること、③大規模な量販店やチェーンストア等の増加が相次ぎ生活衛生関係営業を取り巻く経営環境が厳しいこと、④東日本大震災の発生を受けて復旧・復興等の必要が高まっていること、等を踏まえ、対象設備を政策効果の高い重点4分野(少子高齢化・買い物弱者対策に資する設備、環境・エコ・清潔・快適に資する設備、震災復興・節電に資する設備、安全・安心の確保に資する設備)に重点化した上で、現行の政策税制としての役割を維持することが必要とされ、これら報告の提言や改革の方向性を踏まえ、平成25年度税制改正大綱において、適切に対応するよう指摘されている。</p> <p>また、平成24年7月に、「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」が開催され、『生活衛生関係営業の節電行動の徹底を図るための基本的な考え方(平成24年7月19日答申)』において、節電につながる共同工場や共同営業施設、共同蓄電設備などの共同利用施設の設置が可能な場合には、積極的に活用するよう指摘されている。</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成29年8月

〈平成31年度税制改正要望関係〉租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（H30厚労07）

(評価実施府省：厚生労働省)

【基本情報】

【総括表】

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長		
税目	法人税		
区分	□新設	□拡充	■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（健康被害及び環境汚染の防止のため、テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合を前年度より引き上げる）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。
- ② 達成目標（健康被害及び環境汚染の防止のため、テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合を前年度より引き上げる）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ①・② テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合を前年度より引き上げることを達成目標としており、平成24年度は73.0%、平成26年度は75.2%、平成28年度は78.9%の導入割合となっており定量的な評価は可能である。なお、導入割合の調査を行った時期が目標達成時期となり、前回の導入割合より引き上がっているか評価することとなる。

【点検結果】

- ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数について、「平成27年度～29年度については、一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」による出荷台数からテトラクロロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合（82.5%）の出荷台数を算出し、黒字企業割合（約30%）を乗じた推計値を算出」と説明されているが、本特例措置は特別償却そのため、黒字企業割合を算定根拠に含める算定方法は適切ではない。
- ② 過去の適用数（平成27年度及び28年度）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

なお、過去の適用数の把握については、前回評価時において「租特透明化法等による法人のみでは判断できないこと及び根拠条文中の適用対象については、当公害防止用設備のみではないため、そのまま利用することは困難であると考えられる」との補足説明がなされていたが、本特例措置の要望省庁は厚生労働省のみであるため、ほかに本特例措置の対象設備があるということであれば、その設備に係る適用実績も厚生労働省において把握した上で本特例措置の適用状況等を明らかにする必要がある。

- ③ 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数3件（平成28年度）が前回評価時の将来予測11件とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ①・② ご指示のとおり、租特透明化法に基づき把握される過去の実績による適用数に修正した。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の適用数7件（平成29年度）を算出するに当たり、黒字企業割合を算定式に含めることについて、合理的な理由が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将來の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数について、「平成30～32年度については、過去3カ年の実績から推計値を算出」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」による出荷台数の過去3カ年の平均値を算出し、テトラクロロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合の出荷台数を算出し、黒字企業割合を乗じて算出したもの。特別償却は黒字企業に限定されるものではないが、法人税の減収対象となり得る台数を算出するために黒字企業割合を乗じたもの。特別償却に係る全数調査は行っていないため、取得数として判断可能な基礎資料として、出荷台数を用いたもの。

【点検結果】

- ① 黒字企業割合を算定式に含めることについて、合理的な理由が明らかにされておらず、また、平成31年度及び32年度の出荷台数が過去3年の平均値と一致していないため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。
- ② 過去の減収額（平成27年度から29年度までの法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
- ③ 過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

なお、過去の減収額の把握については、前回評価時において「租特透明化法等による法人のみでは判断できないこと及び根拠条文中の適用対象については、当公害防止用設備のみではないため、そのまま利用することは困難であると考えられる」との補足説明がなされていたが、本特例措置の要望省庁は厚生労働省のみであるため、ほかに本特例措置の対象設備があるということであれば、その設備に係る適用実績も厚生労働省において把握した上で本特例措置の適用状況等を明らかにする必要がある。

- ④ 過去の減収額118万円（平成29年度の法人税）が前回評価時の将来予測249万円とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。
- ⑤ 過去の減収額（平成27年度の法人税）について、「135万円」と算定されているが、前回評価時の実績は192万円となっており、算定に誤りがある。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に基づき法人税を、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に基づき法人住民税、法人事業税を記載

② 平成27～28年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に基づき算出。平成29年度は出荷台数をもとに適用台数を算出し、適用額を推計したもの。

- ③ 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」により把握される適用数を計上した。

- ④ 前回評価時は11台の適用を見込んでいたが、見込誤りだったため修正を行った。
- ⑤ 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に基づき、改めて算定を行った。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

② 過去の減収額（平成27年度及び28年度の法人税）について、「平成27～28年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（中略）に基づき算出」とあるが、算出結果に誤りがあるため、この点を課題とする。
 ③～⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。
- ② 将來の減収額（平成30年度から32年度までの法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 法人税、法人住民税、法人事業税を記載
- ② 法人税：取得価格×償却率（8%）×法人税率（15%）
法人住民税：法人税減収額×法人住民税率（12.9%）
法人事業税：取得価格×償却率（8%）×法人事業税率（3.4%）

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（健康被害及び環境汚染の防止のため、テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合を前年度より引き上げる）に対する過去の効果について、「クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者である上に依然として厳しい経営環境が続いている中、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資（指定物質等回収設備を含むドライクリーニング機の取得）については消極的になりがちな中で、ドライクリーニング機が出荷されていることから本税制措置を講ずることに有効性はある」と説明されているが、定量的に把握されていない。
- ② 達成目標（健康被害及び環境汚染の防止のため、テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合を前年度より引き上げる）に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数3件（平成28年度）は、10件未満であり、前回評価時の将来予測11件の半数以下と想定外に僅少であり、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要がある。また、想定外に僅少であることの原因が明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 導入割合について追記し修正を加えた。
- ② 導入台数は僅少ではあるが、導入割合は前回より上回っており、本特例措置の効果はあると思料される。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標に対する過去の効果（平成27年度及び29年度）が年度ごとに把握されておらず、また、過去の効果（平成28年度）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、想定外に僅少であることの原因が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将來の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（健康被害及び環境汚染の防止のため、テトラクロロエチレン溶剤を含む溶

剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合を前年度より引き上げる）に対する将来の効果について、「クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者である上に依然として厳しい経営環境が続いている中、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資（指定物質等回収設備を含むドライクリーニング機の取得）については消極的になりがちな中で、ドライクリーニング機が出荷されていることから本税制措置を講ずることに有効性はある」と説明されているが、定量的に予測されていない。

- ② 達成目標（健康被害及び環境汚染の防止のため、テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合を前年度より引き上げる）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数8件（平成31年度）は、10件未満と僅少であるため、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要がある。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 導入割合について追記し修正を加えた。
- ② 導入台数は僅少ではあるが、導入割合は前回より上回っており、本特例措置の効果はあると思料される。

【点検結果】

- ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(2)、(3)、(4)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税(国税14)
		② 上記以外の税目	所得税
3	要望区分等の別		
4	<p>内容</p> <p>《現行制度の概要》 公害防止用設備(テトラクロロエチレン溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機)に係る特例措置</p> <p>《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、平成33年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》 ・租税特別措置法第11条、第43条、第68条の16 ・租税特別措置法施行令第5条の8、第28条、第39条の49 ・租税特別措置法第11条第1項及び第43条第1項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件 </p>		
5	担当部局		
6	評価実施時期及び分析対象期間		
7	創設年度及び改正経緯		
8	適用又は延長期間		
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 クリーニング業において、環境面から望ましい活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の導入(買替えを含む)促進を図り、もって公害防止対策の円滑な推進を図る。

			《政策目的の根拠》 大気汚染防止法施行令附則第3項、土壤汚染対策法施行令第1条第14号
②	政策体系における政策目的的位置付け		基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること
③	達成目標及びその実現による寄与		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 健康被害及び環境汚染の防止のため、テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合を前年度より引き上げる。</p> <p>(直近3回の調査時点での導入割合) 平成24年度 73.0% 平成26年度 75.2% 平成28年度 78.9% </p>
10	有効性等	① 適用数	<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 テトラクロロエチレンについては危険有害性(蒸気を吸入すると急性中毒を起こすほか、哺乳動物に対する発がん性を有している)があるため、健康被害及び環境保全の防止の観点から、全てのドライクリーニング機に活性炭吸着回収装置の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)については消極的にならざることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となり、環境基準を満たす施設数の増加に寄与する。今後も、本措置活用により、公害防止用設備の取得を通じた負の外部性(健康被害・環境汚染)の解消に寄与。</p> <p>テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機 (適用台数) 平成 27 年度 3 台 平成 28 年度 4 台</p> <p>(出荷台数) (適用台数) 平成 29 年度 29 台 7 台 平成 30 年度 32 台 8 台 平成 31 年度 32 台 8 台 平成 32 年度 32 台 8 台</p> <p>(※) ・平成 27~28 年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より計上 ・平成 29 年度は一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部 </p>

		<p>会「機械出荷統計」による出荷台数から、テトラクロロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合(82.5%)の出荷台数を算出し、黒字企業割合(約30%)を乗じた推計値を算出。</p> <p>・平成30～32年度の出荷台数については、平成27年度～29年度の一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」による出荷台数から平均値を算出し、テトラクロロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合(82.5%)の出荷台数を算出し、黒字企業割合(約30%)を乗じた推計値を算出。</p>																										
② 適用額		<p>テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機</p> <p>(適用台数) (適用額)</p> <table> <tr> <td>平成27年度</td> <td>3台</td> <td>580万円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>4台</td> <td>1,347万円</td> </tr> </table> <p>(出荷台数) (適用台数) (取得価格) (適用額)</p> <table> <tr> <td>平成29年度</td> <td>29台</td> <td>7台</td> <td>9,800万円</td> <td>784万円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>32台</td> <td>8台</td> <td>11,200万円</td> <td>896万円</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>32台</td> <td>8台</td> <td>11,200万円</td> <td>896万円</td> </tr> <tr> <td>平成32年度</td> <td>32台</td> <td>8台</td> <td>11,200万円</td> <td>896万円</td> </tr> </table> <p>(※)</p> <p>・平成27～28年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より計上</p> <p>・平成29～32年度は、ドライクリーニング機1機当たりの平均取得価格は1,400万円で算出。</p>	平成27年度	3台	580万円	平成28年度	4台	1,347万円	平成29年度	29台	7台	9,800万円	784万円	平成30年度	32台	8台	11,200万円	896万円	平成31年度	32台	8台	11,200万円	896万円	平成32年度	32台	8台	11,200万円	896万円
平成27年度	3台	580万円																										
平成28年度	4台	1,347万円																										
平成29年度	29台	7台	9,800万円	784万円																								
平成30年度	32台	8台	11,200万円	896万円																								
平成31年度	32台	8台	11,200万円	896万円																								
平成32年度	32台	8台	11,200万円	896万円																								
③ 減収額		<p>テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機</p> <p>減収額 (法人税)(法人住民税)(法人事業税)</p> <table> <tr> <td>平成27年度</td> <td>136万円</td> <td>19.8万円</td> <td>33.8万円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>254万円</td> <td>41.2万円</td> <td>83.3万円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>118万円</td> <td>15.2万円</td> <td>26.7万円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>135万円</td> <td>17.3万円</td> <td>30.4万円</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>135万円</td> <td>17.3万円</td> <td>30.4万円</td> </tr> <tr> <td>平成32年度</td> <td>135万円</td> <td>17.3万円</td> <td>30.4万円</td> </tr> </table> <p>(※)</p> <p>・平成27～28年度については、租税透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額に基づき計上</p> <p>・法人税率は15%、法人住民税率12.9%、法人事業税率3.4%で算出</p>	平成27年度	136万円	19.8万円	33.8万円	平成28年度	254万円	41.2万円	83.3万円	平成29年度	118万円	15.2万円	26.7万円	平成30年度	135万円	17.3万円	30.4万円	平成31年度	135万円	17.3万円	30.4万円	平成32年度	135万円	17.3万円	30.4万円		
平成27年度	136万円	19.8万円	33.8万円																									
平成28年度	254万円	41.2万円	83.3万円																									
平成29年度	118万円	15.2万円	26.7万円																									
平成30年度	135万円	17.3万円	30.4万円																									
平成31年度	135万円	17.3万円	30.4万円																									
平成32年度	135万円	17.3万円	30.4万円																									
④ 効果		<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合は平成28年度で78.9%に達している。平成30年度調査の速報値では79.3%と僅かではあるが前回を上回っている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者である上に依然として厳しい経営環境が続いている中、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(指定物質等回収設備を含むドライクリーニング機の取得)については消極的にならざるを得ず、ドライクリーニング機が出荷されていることから本税制措置を講ずることに有効性はある。</p>																										

	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>テトラクロロエチレンについては危険有害性(蒸気を吸入すると急性中毒を起こすほか、哺乳動物に対する発がん性を有している)があるため、健康被害及び環境保全の観点から、全てのドライクリーニング機に活性炭吸着回収装置の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)については消極的にならざるを得ず、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となり、環境基準を満たす施設数の増加に寄与する。今後も、本措置活用により、公害防止用設備の取得を通じた負の外部性(健康被害・環境汚染)の解消に寄与する。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>クリーニング業は国民生活と極めて密着し、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。</p> <p>一方、その営業の大半の経営基盤が脆弱であり、健康被害や環境汚染といった外部不経済への対策など、直接的に利益に結びつかない設備投資(テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機の取得)に関する資金的余力がない状況にある。</p> <p>したがって、引き続き本政策税制により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することは妥当である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	類似する他の支援措置は存在しない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成29年8月

〈平成31年度税制改正要望関係〉租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（H30厚労08）

(評価実施府省：厚生労働省)

【基本情報】

制度名 (措置名)		訪日外国人に係る、社会医療法人等に対する認定要件（診療費要件）の見直し （-）									
措置の内容	平成28年度時点	-									
	平成29年度税制改正以後	-									
	平成30年度税制改正以後	-									
政策目的		この緩和措置の創設により、医療機関は訪日外国人から費用に見合った診療費を請求できることとなり、医療機関の経営が安定する。									
評価対象税目	義務対象			努力義務対象							
	法人税	法人住民税									
関係条項		措法第67条の2、第68条の100									
要望内容		訪日外国人に対する医療は自由診療となる。社会医療法人、特定医療法人等においては、非課税要件として、自費診療等においても、社会保険診療に準する額を請求することとされている。この非課税要件を、訪日外国人に対する診療において緩和する。									
創設年度		-	過去の政策評価の実績	-							区分 新設

【総括表】

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	訪日外国人に係る、社会医療法人等に対する認定要件（診療費要件）の見直し		
税目	法人税、法人住民税		
区分	■新設	□拡充	□延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（地域における医療提供体制を維持する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。
- ② 達成目標（地域における医療提供体制を維持する）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。
- ③ 政策目的（この緩和措置の創設により、医療機関は訪日外国人から費用に見合った診療費を請求できることとなり、医療機関の経営が安定する）に対する達成目標（地域における医療提供体制を維持する）の寄与について、「特定医療法人等が認定取消の懸念なく、訪日外国人に医療を適切な費用を徴収して提供できるようになることは、地域医療提供体制の長期的な安定に資する」と説明されているが、どのように政策目的に寄与するのか明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 目標としては、医療機関における訪日外国人の受入状況について的確な把握方法を今後、検討することで水準設定をしていく（現在、訪日外国人の受診は一部の地域、一部の医療機関に偏っているが、今後、訪日外国人の急増により全国的な問題となることから、現状から水準を設定することは困難。）。
- ② 修正いたします。
- ③ 修正いたします。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将來の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 社会医療法人の将来的適用数が予測されていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 社会医療法人については、租税特別措置法の適用を要望していないため、誤解を招かないよう「4 内容」の記載を修正しました。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額が予測されていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 追記しました。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将來の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（地域における医療提供体制を維持する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するか明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 追記しました。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		訪日外国人に係る、社会医療法人等に対する認定要件(診療費要件)の見直し
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税(国税 16) 法人住民税(地方税 18)
		② 上記以外の税目	(不動産取得税)(固定資産税)(都市計画税) 【参考 特定医療法人以外の法人関係】 (所得税)(事業税)(消費税)(地方消費税)(相続税)(贈与税)
3	要望区分等の別		
4	内容		
	<p>《現行制度の概要》 — 《要望の内容》 訪日外国人に対する医療は自由診療となる。優遇税制を受ける特定医療法人等においては、その承認要件等で、自費診療等においても、社会保険診療に準ずる額を請求することとされている。特定医療法人において、この承認要件を、訪日外国人に対する診療において緩和することを要望する。</p> <p>《関係条項》 特定医療法人：租税特別措置法第 67 条の 2 第 1 項、第 68 条の 100、租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準 地方税法第 73 条の 4 第 1 項第 3 号の 2、第 348 条第 2 項第 9 号の 2、第 702 条第 2 項</p>		
5	担当部局		医政局総務課医療国際展開推進室・医政局総務課・医政局医療経営支援課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:平成 30 年 8 月 分析対象期間:平成 26 年度～平成 33 年度
7	創設年度及び改正経緯		
8	適用又は延長期間		
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 この緩和措置の創設により、医療機関は訪日外国人から費用に見合った診療費を請求できることとなり、医療機関の経営が安定する。</p> <p>《政策目的の根拠》 現在、訪日外国人は増加傾向にあり、2017 年では 24,039,700 人であった（独立行政法人 国際観光振興機構による推計）。こうした状況で、医療機関は訪日外国人に医療を提供する必要性に迫られている。</p> <p>しかし、訪日外国人の診療のためには、医療通訳や多言語に対応した院内案内、医療従事者への外国人対応研修等を準備する必要があり、医療機関は通常の診療に比して多くの費用を負担する必要がある。</p> <p>医療機関の安定的な経営のためには、訪日外国人等から費用に見合った額を請求することが妥当である。そのため、</p>

			「自費診療においても、社会保険診療に準ずる額を請求しなければならない」という、特定医療法人等の非課税要件を緩和する必要がある。												
	② 政策体系における政策目的の位置付け		<p>基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>												
	③ 達成目標及びその実現による寄与		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域における医療提供体制を維持する(2020 年までに地域の特定医療法人が混乱なく訪日外国人にも医療を提供できる。)。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 訪日外国人が急増することが予想される 2020 年までに特定医療法人が混乱なく訪日外国人にも医療を提供できることで、医療機関の経営の安定に資する。</p>												
10	有効性等	① 適用数	<p>特定医療法人 (H29 年度) (H30 年度) (H31 年度) (H32 年度) (H33 年度) <推計> 216 件 216 件 216 件 216 件 216 件 ※ H29 年度以降の件数は、特定医療法人数が近時、微減傾向にあることから、H28 年度に租税特別措置により法人税の軽減を受けた特定医療法人の件数の実績値を据え置いて推計した。</p> <p>参考 (H26 年度) (H27 年度) (H28 年度) <実績> 230 件 233 件 216 件 H26～H28 年度の件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第 196 国会提出)による。</p>												
	② 適用額		<p>特定医療法人 (単位:百万円) (H29 年度) (H30 年度) (H31 年度) (H32 年度) (H33 年度) <推計> 39,155 39,155 39,155 39,155 39,155 ※ H29 年度以降の金額は、特定医療法人数が近時、微減傾向にあることから、H28 年度に租税特別措置により法人税の軽減を受けた特定医療法人の適用実績値を据え置いて推計した。</p> <p>参考 (H26 年度) (H27 年度) (H28 年度) <実績> 44,531 43,440 39,155 H26～H28 年度の金額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第 196 国会提出)による。</p>												
	③ 減収額		特定医療法人(単位:百万円)												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H31 年度</th> <th>H32 年度</th> <th>H33 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>▲1,645</td> <td>▲1,645</td> <td>▲1,645</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>▲ 115</td> <td>▲ 115</td> <td>▲ 115</td> </tr> </tbody> </table> <p>(法人税は</p>		H31 年度	H32 年度	H33 年度	法人税	▲1,645	▲1,645	▲1,645	法人住民税	▲ 115	▲ 115	▲ 115
	H31 年度	H32 年度	H33 年度												
法人税	▲1,645	▲1,645	▲1,645												
法人住民税	▲ 115	▲ 115	▲ 115												

		[②の適用額 × (基準税率23.2% - 優遇税率19.0%)]…A にて算出 法人住民税は [A × 地方税率(1.0%+6.0%)] にて算出)
	④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 2019年のラグビーワールドカップ、2020年のオリンピック・パラリンピック以降さらに増大する訪日外国人観光客に医療を提供していくに際し、日本人と同程度の診療費の請求を医療機関に求めることは、その経営基盤に影響を与えるものと予想される。訪日外国人にその費用に見合った負担を求めていくことで医療機関の経営の安定が実現すると考えられる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 医療機関が、訪日外国人に対して、費用に見合った額を請求し、経営が安定する。
	⑤ 税収減を是認する理由等	— ※ 当該承認要件の緩和は、既存の特定医療法人が不安なく、将来的に訪日外国人の診療に積極的に取り組めるようにするものであり、既存の特定医療法人の税収を減じるものではない。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 特定医療法人は、承認要件を満たさない場合、承認取消となることから、訪日外国人の診療において、損失を甘受し、診療している現状であり、この解決のためには要件の見直しが必要である。 ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 — ③ 地方公共団体が協力する相当性 地域医療提供体制の長期的な安定に資するとともに、観光立国にふさわしい観光客の受入体制を整備することで、地域経済の活性化に資する。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

